

福島市健康管理検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 福島第一原子力発電所事故による放射能汚染を踏まえ、市民の健康不安の解消及び将来にわたる健康管理を目的として福島市が行う放射線に関する検査、健康診査等(以下「検査等」という。)について、専門的見地から広く助言等を得るため福島市健康管理検討委員会(以下「委員会」という。))を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 検査等の実施方法等の検討に関すること。
- (2) 検査等の検証及び検証後の対応に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか健康管理等に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者等
- (2) 関係団体の代表から推薦を受けた者
- (3) 市長が定めるもの

3 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部保健所保健総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成23年10月17日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。